

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-102796
(P2008-102796A)

(43) 公開日 平成20年5月1日(2008.5.1)

(51) Int. Cl. F 1 テーマコード (参考)
G06Q 50/00 (2006.01) G06F 17/60 112C
G06Q 10/00 (2006.01) G06F 17/60 506

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2006-285596 (P2006-285596)
 (22) 出願日 平成18年10月19日 (2006.10.19)

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. Bluetooth

(71) 出願人 501275178
 ソフトバンク B B 株式会社
 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 1 号
 (74) 代理人 100117514
 弁理士 佐々木 敦朗
 (72) 発明者 孫 正義
 東京都港区麻布台 1-4-2-301

(54) 【発明の名称】 個人情報管理システム及び個人情報管理方法

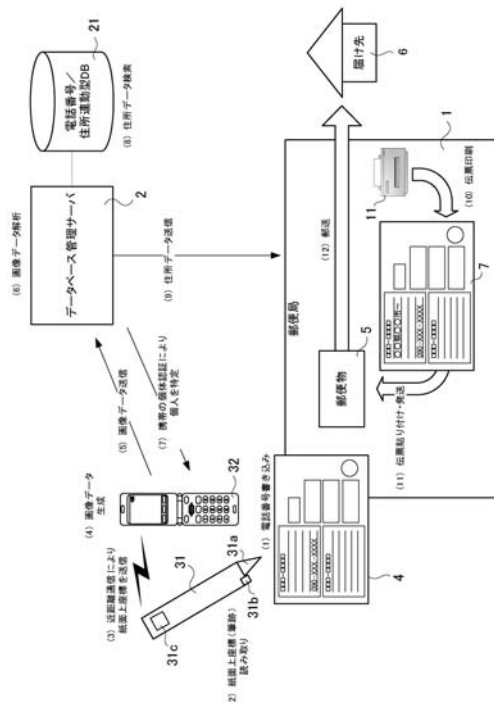
(57) 【要約】

【課題】郵便物の郵送等において、個人情報が露出される機会を短縮させることにより個人情報の漏洩の可能性を低減させ、併せて同一内容の記載が繰り返し行われるのを回避し、煩雑な作業を軽減する。

【解決手段】

紙面上の座標位置が符号化して印刷されている申込用紙4上の座標位置を読み取りつつ、電話番号を記載し、デジタルペン31で読み取った筆跡の画像を携帯電話機32により、ネットワークを通じて、データベース管理サーバ2に送信し、(3)無線通信端末32から受信された画像データを、データベース管理サーバ2で解析して、当該無線通信端末32に付与された電話番号を抽出し、この抽出された電話番号に基づき、当該電話番号に関連付けられた個人情報を電話番号/住所連動型データベース21から検出することを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

個人の住所や氏名等を含む個人情報を管理する個人情報管理システムであって、
前記個人の住所又は氏名のいずれかを含む個人情報と、当該個人が使用する無線通信端末に付与された電話番号とを関連付けて蓄積する個人情報データベースと、

前記ネットワーク上に配置され、前記個人情報データベースを管理するデータベース管理サーバと、

紙面上の座標位置が符号化されて印刷されている筆跡読取用紙と、

前記筆跡読取用紙上の前記座標位置を読み取りつつ、筆記部により該紙面上に描画する筆跡取得手段と、

筆跡取得手段が読み取った座標位置から、前記筆記部で描画された筆跡の画像を生成する画像データ生成手段と、

前記無線通信端末に備えられ、前記画像データ生成手段で生成された画像データを、前記ネットワークを通じて前記データベース管理サーバに送信する通信インターフェースと

、
前記データベース管理サーバに備えられ、前記通信インターフェースから受信された前記画像データを解析し、当該無線通信端末に付与された前記電話番号を抽出する画像解析部と、

を備え、

前記データベース管理サーバは、前記画像解析部により抽出された電話番号に基づいて、当該電話番号に関連付けられた個人情報を前記個人情報データベースから検出することを特徴とする個人情報管理システム。

【請求項2】

前記通信インターフェースは、前記無線通信端末に付与された電話番号を記憶保持し、前記画像データの送信に際し、該記憶保持された電話番号を前記データベース管理サーバに送信する機能を備え、

前記データベース管理サーバは、前記通信インターフェースに記憶保持された電話番号と、前記画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から前記個人情報の検出の可否を決定する認証部を備えている

ことを特徴とする請求項1に記載の個人情報管理システム。

【請求項3】

前記ネットワークを介して前記データベース管理サーバと接続され、該データベース管理サーバが検出した前記個人情報を印刷する印刷手段を備えることを特徴とする請求項1に記載の個人情報管理システム。

【請求項4】

前記筆跡読取用紙には、当該筆跡読取用紙を特定する用紙識別子が符号化して印刷され

、
前記筆跡取得手段及び前記通信インターフェースは、前記用紙識別子を取得し、送信する機能を備えており、

前記データベース管理サーバは、前記通信インターフェースから受信された用紙識別子を、前記個人情報と併せて前記印刷手段に送信する機能を備えており、

前記印刷手段は、受信された前記個人情報と併せて前記用紙識別子を印刷する機能を備えている

ことを特徴とする請求項3に記載の個人情報管理システム。

【請求項5】

前記筆跡読取用紙は、郵便物の郵送を依頼する申込用紙であり、

前記印刷手段により印刷される紙媒体は、前記郵便物に貼り付けられ、該郵便物の宛先を表記する伝票である

ことを特徴とする請求項3に記載の個人情報管理システム。

【請求項6】

前記無線通信端末は、前記無線通信ネットワークを介して前記データベース管理サーバと接続され、前記無線通信ネットワークを通じて前記データベース管理サーバに送信する通信インターフェースを備えていることを特徴とする請求項1に記載の個人情報管理システム。

10

20

30

40

50

前記ネットワーク上に配置され、前記個人の住所又は氏名のいずれかを含む個人情報と、当該個人が使用する無線通信端末に付与された電話番号とを関連付けて蓄積する個人情報データベースを管理するデータベース管理サーバによって、該個人情報を管理する個人情報管理方法であって、

紙面上の座標位置が符号化して印刷されている筆跡読取用紙上の前記座標位置を、筆跡取得手段により読み取りつつ、筆記部により該紙面上に描画するステップ(1)と、

前記筆跡取得手段で読み取った座標位置から、前記筆記部で描画された筆跡の画像を画像データ生成手段により生成し、この生成された画像データを前記無線通信端末により、前記ネットワークを通じて、前記データベース管理サーバに送信するステップ(2)と、

前記無線通信端末から受信された前記画像データを、前記データベース管理サーバの画像解析部により解析して、当該無線通信端末に付与された前記電話番号を抽出するステップ(3)と、

前記画像解析部により抽出された電話番号に基づき、当該電話番号に関連付けられた個人情報を前記個人情報データベースから検出するステップ(4)とを有することを特徴とする個人情報管理方法。

【請求項 7】

前記ステップ(2)において、前記無線通信端末は、該無線通信端末に付与され、該無線通信端末に記憶保持された電話番号を、前記画像データの送信に際し、前記データベース管理サーバに送信し、

前記ステップ(4)において、前記データベース管理サーバは、前記無線通信端末に記憶保持された電話番号と、前記画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から前記個人情報の検出の可否を決定することを特徴とする請求項6に記載の個人情報管理方法。

【請求項 8】

前記データベース管理サーバが検出した前記個人情報を、印刷手段により、前記ネットワークを介して受信し、印刷するステップ(6)をさらに有することを特徴とする請求項6に記載の個人情報管理方法。

【請求項 9】

前記筆跡読取用紙には、当該筆跡読取用紙を特定する用紙識別子が符号化して印刷され、

前記ステップ(2)では、前記座標位置とともに前記用紙識別子を取得して、前記データベース管理サーバに送信し、

前記ステップ(6)において、前記印刷手段は、データベース管理サーバから、前記個人情報と併せて用紙識別子を受信し、印刷することを特徴とする請求項8に記載の個人情報管理方法。

【請求項 10】

前記筆跡読取用紙は、郵便物の郵送を依頼する申込用紙であり、

前記印刷手段により印刷される紙媒体は、前記郵便物に貼り付けられ、該郵便物の宛先を表記する伝票である

ことを特徴とする請求項8に記載の個人情報管理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、郵便物の郵送等に利用可能であり、ネットワーク上に配置されたデータベース管理サーバによって、個人の住所や氏名等を含む個人情報を管理する個人情報管理システム及び個人情報管理方法に関する。

【0002】

に関する。

【背景技術】

【0003】

10

20

30

40

50

従来より、書留郵便や配達記録郵便や宅配便における荷物等の郵便物の郵送では、引き受けから配達までの各処理工程において、追跡情報の入力や送達証の作成及び送付等の記録処理等を行って輸送物の情報を管理し、配達の実性を保証している（例えば、特許文献1参照）。

【特許文献1】特開2006-31140号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、従来の郵便物を郵送する仕組みでは、郵便物の発送時に、郵便物に、依頼主や届け先の住所・氏名、電話番号等の個人情報を記載しなければならない。そのため、従来では、郵便物が引き受けられ郵送される段階では、個人情報が露出されている状態となり、個人情報が漏洩する可能性が高いという問題がある。

10

【0005】

また、依頼主は、郵便物の発送に際し、自分の住所等については、郵便物を発送する度に同一内容を繰り返し記載することから、重複された作業が繰り返し行われ、その作業が複雑なものとなっている。

【0006】

そこで、本発明は以上の点に鑑みてなされたもので、郵便物の郵送等において、個人情報が露出される機会を短縮させることにより個人情報の漏洩の可能性を低減させ、併せて同一内容の記載を繰り返し行われるのを回避し、煩雑な作業を軽減することのできる個人情報管理システム及び個人情報管理方法を提供することをその課題とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明は、個人の住所や氏名等を含む個人情報を管理する個人情報管理システムであって、個人の住所又は氏名のいずれかを含む個人情報と、当該個人が使用する無線通信端末に付与された電話番号とを関連付けて蓄積する個人情報データベースと、ネットワーク上に配置され、個人情報データベースを管理するデータベース管理サーバと、紙面上の座標位置が符号化されて印刷されている筆跡読取用紙と、筆跡読取用紙上の座標位置を読み取りつつ、筆記部により紙面上に描画する筆跡取得手段と、筆跡取得手段が読み取った座標位置から、筆記部で描画された筆跡の画像を生成する画像データ生成手段と、無線通信端末に備えられ、画像データ生成手段で生成された画像データと、ネットワークを通じてデータベース管理サーバに送信する通信インターフェースと、データベース管理サーバに備えられ、通信インターフェースから受信された画像データを解析し、当該無線通信端末に付与された電話番号を抽出する画像解析部と、を備え、データベース管理サーバは、画像解析部により抽出された電話番号に基づいて、当該電話番号に関連付けられた個人情報を個人情報データベースから検出する。

30

【0008】

上記発明において、通信インターフェースは、無線通信端末に付与された電話番号を記憶保持し、画像データの送信に際し、記憶保持された電話番号をデータベース管理サーバに送信する機能を備え、データベース管理サーバは、通信インターフェースに記憶保持された電話番号と、画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から個人情報の検出の可否を決定する認証部を備えていることが好ましい。

40

【0009】

上記発明において、ネットワークを介してデータベース管理サーバと接続され、データベース管理サーバが検出した個人情報を印刷する印刷手段を備えることが好ましい。

【0010】

上記発明において、筆跡読取用紙には、当該筆跡読取用紙を特定する用紙識別子が符号化して印刷され、筆跡取得手段及び通信インターフェースは、用紙識別子を取得し、送信する機能を備えており、データベース管理サーバは、通信インターフェースから受信された用紙識別子を、個人情報と併せて印刷手段に送信する機能を備えており、印刷手段は、

50

受信された個人情報と併せて用紙識別子を印刷する機能を備えていることが好ましい。

【0011】

上記発明において、筆跡読取用紙は、郵便物の郵送を依頼する申込用紙であり、印刷手段により印刷される紙媒体は、郵便物に貼り付けられ、郵便物の宛先を表記する伝票であることが好ましい。

【0012】

他の発明は、ネットワーク上に配置され、個人の住所又は氏名のいずれかを含む個人情報と、当該個人が使用する無線通信端末に付与された電話番号とを関連付けて蓄積する個人情報データベースを管理するデータベース管理サーバによって、個人情報を管理する個人情報管理方法であって、

- (1)紙面上の座標位置が符号化して印刷されている筆跡読取用紙上の座標位置を、筆跡取得手段により読み取りつつ、筆記部により紙面上に描画するステップ(1)と、
 - (2)筆跡取得手段で読み取った座標位置から、筆記部で描画された筆跡の画像を画像データ生成手段により生成し、この生成された画像データを無線通信端末により、ネットワークを通じて、データベース管理サーバに送信するステップ(2)と、
 - (3)無線通信端末から受信された画像データを、データベース管理サーバの画像解析部により解析して、当該無線通信端末に付与された電話番号を抽出するステップ(3)と、
 - (4)画像解析部により抽出された電話番号に基づき、当該電話番号に関連付けられた個人情報を個人情報データベースから検出するステップ(4)と
- を有することを特徴とする。

【0013】

上記発明では、ステップ(2)において、無線通信端末は、無線通信端末に付与され、無線通信端末に記憶保持された電話番号を、画像データの送信に際し、データベース管理サーバに送信し、ステップ(4)において、データベース管理サーバは、無線通信端末に記憶保持された電話番号と、画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から個人情報の検出の可否を決定することが好ましい。

【0014】

上記発明では、データベース管理サーバが検出した個人情報を、印刷手段により、ネットワークを介して受信し、印刷するステップ(6)をさらに有することが好ましい。

【0015】

上記発明において、筆跡読取用紙には、当該筆跡読取用紙を特定する用紙識別子が符号化して印刷され、前記ステップ(2)では、座標位置とともに用紙識別子を取得して、データベース管理サーバに送信し、前記ステップ(6)において、印刷手段は、データベース管理サーバから、個人情報と併せて用紙識別子を受信し、印刷することが好ましい。

【0016】

上記発明において、筆跡読取用紙は、郵便物の郵送を依頼する申込用紙であり、印刷手段により印刷される紙媒体は、郵便物に貼り付けられ、郵便物の宛先を表記する伝票であることが好ましい。

【発明の効果】

【0017】

以上説明したように本発明によれば、郵便物の郵送等において、個人情報が露出される機会を短縮させることにより個人情報の漏洩の可能性を低減させ、併せて同一内容の記載が繰り返し行われるのを回避し、煩雑な作業を軽減することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

(個人情報管理システムの構成)

本発明の実施形態について、図面を参照しつつ説明する。図1は、本実施形態に係る個人情報管理システムを、郵便物の郵送に適応した場合を例示した場合を示す説明図である。

【0019】

同図に示すように、本実施形態に係る個人情報管理システムは、ユーザーが使用する携帯電話機32と、ネットワーク上に配置されたデータベース管理サーバ2と、郵便局1に配置されたデジタルペン31とを備えている。

【0020】

本実施形態に係るネットワークは、種々の通信回線（電話回線やISDN回線、ADSL回線などの公衆回線、専用回線、無線通信網）を相互に接続して構築される分散型の通信ネットワークであり、例えば通信プロトコルTCP/IPを用いてデータの送受信が行われるIP網が含まれる。このIP網には、10BASE-Tや100BASE-TX等によるイントラネット（企業内ネットワーク）や家庭内ネットワークなどのLANなども含まれる。

【0021】

データベース管理サーバ2は、電話番号/住所連動型データベース21を管理するとともに、ユーザーの認証を行う認証サーバの機能も備えている。電話番号/住所連動型データベース21は、個人の住所又は氏名のいずれかを含む個人情報と、ユーザーが使用する携帯電話機32に付与された電話番号とを関連付けて蓄積する個人情報データベースである。

【0022】

デジタルペン31は、本実施形態では、郵便物の郵送を依頼する申込用紙4に記載をするための筆記用具であり、ボールペンやシャープペンシル等の筆記部31aと、筆跡読取用紙上のドットを読み取るカメラ31bとを備え、これらにより筆記部31aにより描画された筆跡を取得する筆跡取得手段の機能を奏する。申込用紙4は、郵便物5の郵送を依頼する用紙であるが、本実施形態では、記入欄にドットが印刷された筆跡読取用紙としての機能を備えている。このドットは、紙面上の座標位置（例えばxy座標）や当該用紙を特定する用紙識別子が符号化された印刷記号であり、筆記部31aにより描画される筆跡を追って、このドットを連続的に取得・解析することにより紙面上に描画された筆跡を記録し、画像化することができる。

【0023】

また、デジタルペン31は、カメラ31bで取得された筆跡を、携帯電話機32に送信するBluetoothや赤外線等の近距離通信インターフェース31cを備えている。

【0024】

ユーザーが使用する携帯電話機32は、無線通信を利用した携帯可能な電話機であり、基地局等の中継点と携帯電話機が無線で通信し、通話やデータ通信等の通信サービスを移動しつつ受けることができる。この携帯電話機の通信方式としては、例えば、FDMA方式、TDMA方式、CDMA方式、W-CDMAの他、PHS（Personal Handyphone System）方式等が挙げられる。また、この携帯電話機は、デジタルカメラ機能、アプリケーションソフトの実行機能、あるいはGPS機能等の機能が搭載され、携帯情報端末(PDA)としての機能も果たす。なお、本実施形態では、無線通信端末の例として、携帯電話機を掲げたが、本発明はこれに限定されず、モバイルコンピュータやPDA（Personal Digital Assistance）を採用することもできる。

【0025】

この携帯電話機32は、デジタルペン31が読み取って送信してきた座標位置を解析し、筆記部31aで描画された筆跡の画像を生成する画像データ生成手段を備えている。この画像データ生成手段は、連続的に読み取られたドットから、デジタルペン31の用紙上の座標位置を算出し、その位置変化から筆跡を再現する。なお、用紙上の座標位置に、例えば文字色や線種等の切り替え命令を関連付けておき、この命令の座標が検出された場合には、再現する筆跡の文字色や線種を切り替えるようにしてもよい。また、本実施形態では、この画像データ生成手段を携帯電話機32に設けたが、本発明はこれに限定されるものではなく、デジタルペン31側に設けてもよい。

【0026】

また、携帯電話機32は、画像データ生成手段で生成された画像データと、用紙識別子とを、ネットワークを通じてデータベース管理サーバ2に送信する通信インターフェースを備えている。この通信インターフェースは、無線通信端末に付与された電話番号を記憶保

10

20

30

40

50

持し、画像データの送信に際し、記憶保持された電話番号をデータベース管理サーバ2に送信する機能も備えている。

【0027】

データベース管理サーバ2は、携帯電話機32から受信された画像データを解析し、当該携帯電話機32に付与された電話番号を抽出する画像解析部を備えており、データベース管理サーバ2は、画像解析部により抽出された電話番号に基づいて、当該電話番号に関連付けられた個人情報を電話番号/住所連動型データベース21から検出する。また、データベース管理サーバ2は、携帯電話機32に記憶保持された電話番号と、画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から個人情報の検出の可否を決定する認証部を備えている。

10

【0028】

郵便局1には、ネットワークを介してデータベース管理サーバ2と接続され、データベース管理サーバ2が検出した個人情報を印刷するプリンタ11が設置されている。このプリンタ11は、郵便物5に貼り付けられる伝票7を印刷する印刷機であり、本実施形態では、依頼主の住所・氏名、届け先の住所・氏名を印刷する。

【0029】

(個人情報管理方法)

以上の構成を有する個人情報管理システムを動作させることによって、本発明の個人情報管理方法を実施することができる。図2は、本実施形態に係る個人情報管理システムの動作を示すフローチャート図である。ここでは、携帯電話機32を使用する依頼主が、届け先6に郵便物5の郵送を依頼する場合を例に説明する。

20

【0030】

同図に示すように、まず、依頼主は、郵便物5を郵便局1に持って行き、郵送を申し込む。具体的には、デジタルペン31を用いて、申込用紙4に、依頼主の欄に、当該依頼主が使用する携帯電話機32の電話番号を記入する(図1における(1)、図2におけるS101)。このとき、用紙4上のドットがカメラ31bにより読み取られつつ、筆記部31aにより紙面上に描画される(図1における(2)、図2におけるS102)。また、このドットを読み取ることによって、当該用紙4に付与された用紙識別子が取得される。

【0031】

この読み取られた筆跡は、近距離通信により携帯電話機32に送られ(図1における(3)、図2におけるS102)、携帯電話機32において、カメラ31bで読み取った座標位置から、描画された筆跡の画像が画像データ生成手段により生成される(図1における(4)、図2におけるS104)。そして、携帯電話機32の通信インターフェースにより、生成された画像データ及び用紙4の用紙識別子が、ネットワークを通じて、データベース管理サーバ2に送信される(図1における(5)、図2におけるS105)。

30

【0032】

次いで、データベース管理サーバ2において、受信された画像データを画像解析部により解析して、当該無線通信端末に付与された電話番号と用紙4の用紙識別子を抽出する(図1における(6)、図2におけるS106)。この抽出された電話番号により、携帯電話機32の個体認証を行い、依頼主を特定する(図1における(7)、図2におけるS107)。

40

【0033】

具体的には、携帯電話機32は、当該携帯電話機32に記憶保持された電話番号を、画像データの送信に際し、データベース管理サーバ2に送信しておき、データベース管理サーバ2は、無線通信端末で記憶保持されていた電話番号と、画像データから抽出された電話番号とを照合して、これらの整合性から個人情報の検出の可否を決定する。

【0034】

この個体認証が成功した場合、データベース管理サーバ2では、画像解析部により抽出された電話番号に基づき、当該電話番号に関連付けられた個人情報を個人情報データベースから検出し(図1における(8)、図2におけるS108)、郵便局1に送信する(図1における(9)、図2におけるS109)。

50

【 0 0 3 5 】

郵便局1においてプリンタ11は、データベース管理サーバ2から、依頼主の個人情報と併せて用紙識別子を受信し、伝票7を印刷する（図1における(10)、図2におけるS110）。この伝票7は、依頼主の住所や氏名等の個人情報及び依頼主の電話番号とともに、申込用紙4の用紙識別子が印刷される。郵便局1では、申込用紙4に記載された用紙識別子と、伝票7に印刷された用紙識別子とを比較することにより、依頼主による申し込みと、プリンタ11により印刷された伝票との整合性を確認することができる。

【 0 0 3 6 】

そして、郵便局1では、この伝票7を郵便物5に貼り付け（図1における(11)、図2におけるS111）、郵送を開始する（図1における(12)、図2におけるS112）。

10

【 0 0 3 7 】

（実施形態による作用・効果）

以上説明した本実施形態に係る個人情報管理システム及び方法によれば、申込用紙4に記載される依頼主の情報は、依頼主の携帯電話機32の電話番号のみであることから、郵送の申し込み時において、個人情報が露出される機会を短縮させることができる。また、デジタルペン31で、携帯電話の電話番号を記入するだけで、依頼主の住所等が自動的に伝票7に印刷されるため、同一内容の記載が繰り返し行われるのを回避し、煩雑な作業を軽減することができる。

【 0 0 3 8 】

〔変更例〕

20

なお、上記実施形態では、依頼主の携帯電話番号を申込用紙に記入して、依頼主の個人情報を特定するようにしたが、例えば、届け先の住所等を、届け先の住人の携帯電話番号を記入することにより特定するようにしてもよい。

【 0 0 3 9 】

また、上記実施形態では、郵送の申し込み時に、申込用紙4に依頼主の電話番号を記入し、伝票7に依頼主及び届け先の住所等を印刷するようにしたが、依頼主側郵便局、届け先側郵便局など、郵送段階に応じて印刷内容を切り替えるようにしてもよい。例えば、申込用紙4には、届け先の電話番号のみを記入させ、依頼主側の郵便局では、届け先の住所のみを伝票7に印刷するようにし、届け先の郵便局に郵便物5が到達した段階で、依頼主の個人情報を伝票7に追加印刷をするようにしてもよい。このとき、申込用紙4には、依頼主の電話番号が記載されないため、別途の用紙にて個体認証を行い、この個体認証の結果は、用紙識別子によって、申込用紙4と関連付けるようにすることが好ましい。

30

【 0 0 4 0 】

また、他の変更例としては、図3や図4に示すように、依頼主側における送料や、届け先側における着払いや代引き等の支払いを、クレジットカード34、62を読み取ることでできるカードリーダー33、61をシステムに追加してもよい。このカードリーダー33、61は、依頼主側（発送側）や届け先側の郵便局員や配送員が携帯する装置であり、読み取ったクレジットカードに関する認証や決済処理を通信機能により、ネット上の機関との間で実行することができるとともに、用紙識別子をコード化したバーコード4aや7aを読み取るバーコードリーダーを備えており、申込用紙4や伝票7に印刷されたバーコード4aや7aを認識し、データベース管理サーバ2との通信により用紙4や伝票7を特定する機能を備えている。

40

【 0 0 4 1 】

これにより、発送時の支払いや、受け取り時の着払いなどの支払いを、カード決済により行うことができ、また、バーコード4aや7aにより用紙や伝票を特定することにより、個人情報の露出を低減しつつ、配送の確実を期することができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 4 2 】

【図1】実施形態に係る個人情報管理システムを、郵便物の郵送に適応した場合を例示した場合を示す説明図である。

【図2】実施形態に係る個人情報管理システムの動作を示すフローチャート図である。

50

【図3】変更例に係る個人情報管理システムを示す説明図である。

【図4】他の変更例に係る個人情報管理システムを示す説明図である。

【符号の説明】

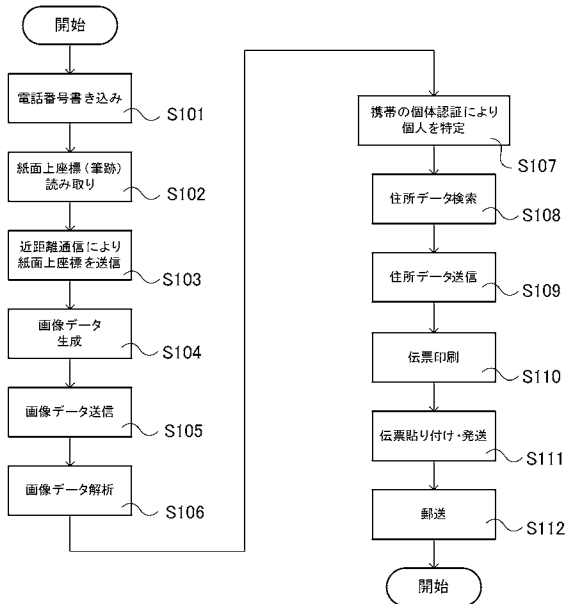
【0043】

- 1... 郵便局
- 2... データベース管理サーバ
- 4... 申込用紙
- 4a... バーコード
- 5... 郵便物
- 6... 届け先
- 7... 伝票
- 11... プリンタ
- 21... 電話番号 / 住所連動型データベース
- 31... デジタルペン
- 31a... 筆記部
- 31b... カメラ
- 31c... 近距離通信インターフェース
- 32... 携帯電話機
- 33, 61... カードリーダー
- 34... クレジットカード

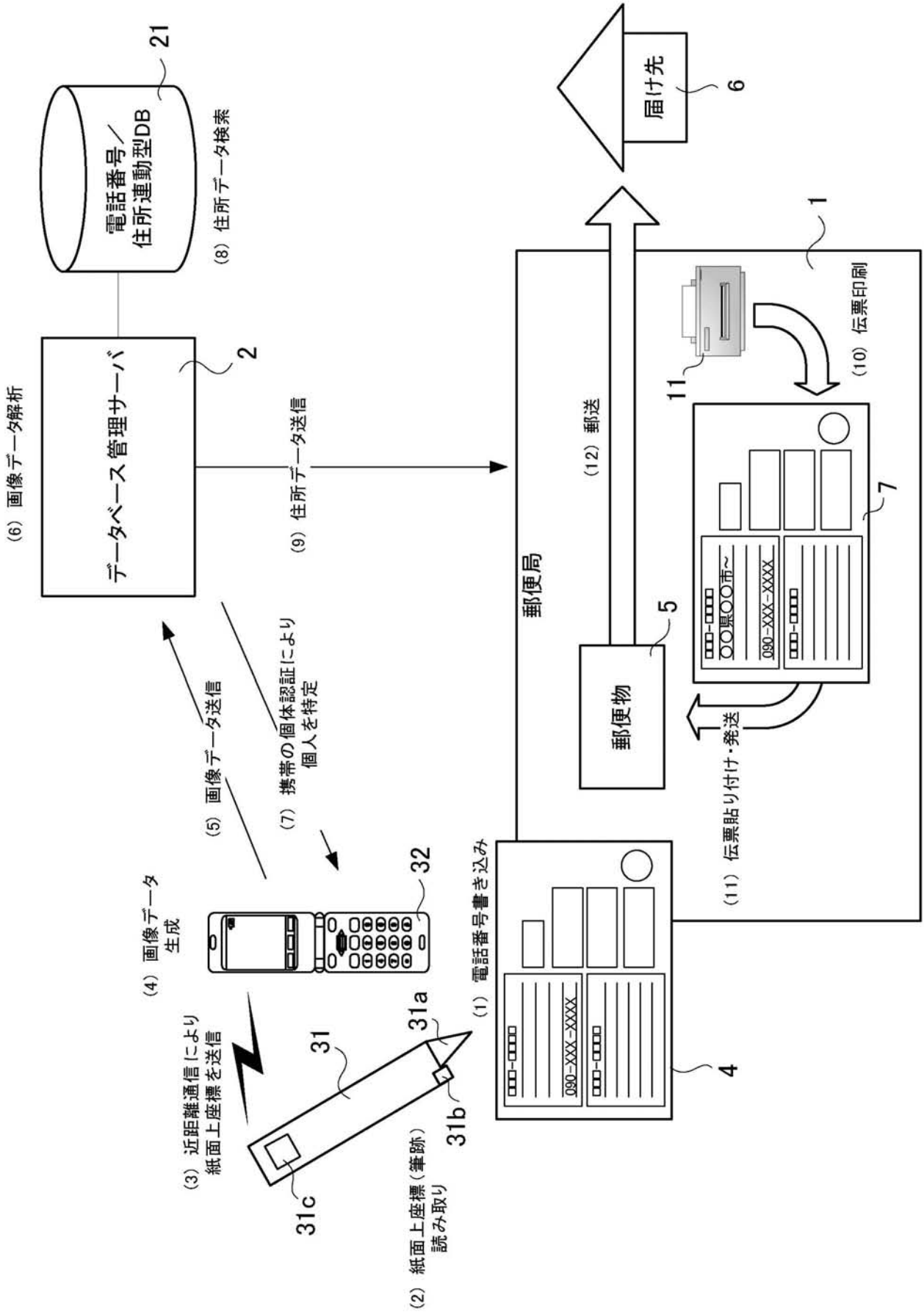
10

20

【図2】



【図1】



【 図 4 】

